

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）の概要

我が国に在留する外国人は令和元年末293万人、外国人労働者は令和元年10月末166万人と、過去最高。加えて、平成31年4月から特定技能外国人の受入れを開始。令和元年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を改訂し、関連施策を着実に実施。

→現下の新型コロナウイルス感染症への対応を適切に行いつつ、引き続き、外国人材を円滑かつ適正に受入れ、受入れ環境を更に充実させる観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」を策定（191施策）。今後も政府一丸となって、関連施策を着実に実施するとともに、総合的対応策の充実を図る。

1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

- 「『国民の声』を聴く会」等において、幅広い関係者から意見を継続的に聴取（共生施策に係る意見を多言語で受け付ける「御意見箱」の設置、地方公共団体との継続的な意見交換）、得られた意見について共生施策の企画・立案に適切に反映

(2) 啓発活動等の実施

- 全ての人が互いの人権を大切に支え合う共生社会の実現のため、各種人権啓発活動を実施

2 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

(1) 特定技能外国人のマッチング支援策等

- 就労を希望する外国人材と企業とのマッチング支援（新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援措置の着実な実施、各分野特有の就労状況等を踏まえたマッチング支援の方法の検討・実施）
- 地方創生推進交付金による地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組の積極的な支援（優良事例の収集・横展開等）

(2) 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等

- 技能試験の受験機会の拡大等（国内外における試験実施の拡大等）
- 特定技能の受入れ分野の追加の検討、各分野における特定技能2号に該当する業務の内容や技能試験の実施等の検討の推進
- 国内外における特定技能制度に関する周知・広報の実施
- 介護現場におけるコミュニケーション能力の測定に重点を置いた新たな日本語テストの実施
- ODAにより実施している開発途上国での技能人材・ビジネス人材の育成等の支援

(3) 悪質な仲介事業者等の排除

- ODAによる技術協力を通じた開発途上国の関係機関との連携強化

(4) 海外における日本語教育基盤の充実等

- 国際交流基金を通じた日本語教育基盤の強化や、我が国の文化及び社会の魅力発信等の取組の推進
- 国際協力機構（JICA）による「日系四世の更なる受入制度」の活用促進に向けた日本語能力習得促進のためのカリキュラムやテストの作成等の実施

3 生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

> 行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備

- 地方公共団体からの要望を踏まえた外国人受入環境整備交付金の対象範囲の見直し
- 「外国人在留支援センター」における地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援の実施及び外国人の採用・定着に向けた企業等向けのセミナー等の実施
- やさしい日本語の活用に関するガイドラインの策定、地方公共団体などの職員を対象とした研修や広報等の実施
- 地方公共団体向けの多言語翻訳システムの導入ガイドラインの策定等
- 行政情報・生活情報の多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信の推進
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、外国人生活支援ポータルサイト、外国人技能実習機構等を通じた必要な留意事項の周知・徹底

> 地域における多文化共生の取組の促進・支援

- 在留外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成を促進する施策の検討
- 国際経験の豊かな人材の積極的なリクルートに向けた地方公共団体とJICAとの連携

(2) 生活サービス環境の改善等

> 災害発生時の情報発信・支援等の充実

- 防災・気象情報に関する多言語辞書の民間事業者のアプリ等における活用の促進

> 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題等への対応の充実

- 警察に係る制度に関するウェブサイトの見直し、外国語による掲載情報の拡充

> 住宅確保のための環境整備・支援

- 部屋探しをする際に活用できる「外国人のための賃貸住宅入居の手引き」の作成

> 金融・通信サービスの利便性の向上

- 金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備（各金融機関における好事例の公表・横展開、外国人の在留期間の把握による口座の適切な管理等）

(3) 日本語教育の充実（円滑なコミュニケーションの実現）

- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実（地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備、日本語教育の推進に関する法律に基づく地方公共団体の基本方針の作成の促進等）
- 日本語教室未設置の地域における日本語教室開設に向けた支援の強化
- 日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格である公認日本語教師（仮称）制度の整備
- 外国人材との効果的なコミュニケーションを行う上でのポイントやその学ぶ手法の調査等
- 日本語教育を行う機関のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備の検討、検討結果に基づいた必要な措置の実施

(4) 外国人の子供に係る対策

- 幼児教育・保育の無償化、高校及び大学の修学支援制度についての積極広報の実施
- 集住地域・散在地域それぞれにおける日本語指導等の在り方について実践的な研究の実施
- 学習者用デジタル教科書の活用促進、幼児期の特性を踏まえた研修プログラムの開発等の調査研究の実施
- 全ての都道府県での公立高等学校入試における特別定員枠の設置等を目指した取組、高等学校における日本語指導・教科指導等に関するカリキュラム等の構築
- 外国人児童生徒の就学機会への適切な確保等（地方公共団体が講ずべき事項の指針の策定を通じ、学齢簿において外国人の子供の就学状況も一体的に管理・把握すること等の促進）

(5) 留学生の就職等の支援

- 「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」の周知・活用促進
- 高度外国人材の就職後の活躍に関し、中堅・中小企業が取り組めるような教材及び支援機関向け指導カリキュラムの作成
- 大学と労働局（ハローワーク）間の協力協定締結等を通じた連携の強化

(6) 適正な労働環境等の確保

- 「やさしい日本語」による労働条件や支援策等に関する情報発信の強化
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける外国人労働者のためのハローワークの相談体制の強化

(7) 社会保険への加入促進等

- 医療機関等におけるマイナンバーカードを活用した本人確認と保険資格確認の実施
- 公的年金制度における脱退一時金の支給上限年数の3年から5年への引き上げ

4 新たな在留管理体制の構築

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- 在留資格手続のオンライン申請の更なる対象の拡大
- 在留カードとマイナンバーカードの一体化の検討
- 「特定技能」の在留資格に係る在留申請時の提出書類の簡素化
- 在留資格認定証明書の電磁的記録による交付の実施の検討

(2) 在留管理基盤の強化

- 日本語能力試験（J L P T）等の証明書の偽変造対策の強化による適切な在留審査の実施

(3) 留学生の在籍管理の徹底

- 留学生の在籍管理が不適正な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化や、留学生別科についての日本語教育機関と同様の基準作成等

(4) 技能実習制度の更なる適正化

- 出入国在留管理庁と外国人技能実習機構の情報連携強化及び同機構業務システムの刷新
- 高額な保証金や手数料等による失踪を防止するための実習生に対する積極的な広報活動の実施

(5) 不法滞在者への対策強化

- 在留カードの偽造・改ざんを確認するための無料アプリケーションの配布

日本語教育関係の閣議決定等（抜粋）

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）

（令和2年7月14日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）

3 生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

- ① 行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備

- 共生社会実現に向けたやさしい日本語の活用を促進するため、有識者会議を開催し、やさしい日本語の活用に関するガイドラインを策定する。策定したガイドラインに基づき、地方公共団体などの職員を対象とした研修や広報等の実施を検討する。
〔法務省、文部科学省〕《施策番号 49》

2. 共生社会実現のための受入れ環境整備

(4) 日本語教育の充実（円滑なコミュニケーションの実現）

- 就労者も含めた地域で生活する外国人に対し生活に必要な日本語教育を行うため、その教育内容・方法の標準を定めた「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」や、これに準拠した「教材例集」等の周知や活用促進を更に実施し、地域の日本語教育の水準向上を図る。
また、「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」等を活用した、一定の水準を満たした日本語の学習機会が外国人に行き渡ることを目指し、地域住民との交流の場としての公民館等の公的施設の活用にも留意しつつ、在留外国人が生活する地方公共団体が地域の実情を踏まえて取り組めるように地域における日本語教育を推進する。その一環として、地方公共団体が関係機関等と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するため、国及び地方公共団体の総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、日本語教育の推進に関する法律に基づく地方公共団体の基本方針の作成を促す。さらに、先進的な取組を行うNPO等への支援を実施する。〔文部科学省〕《施策番号 90》

- 日本語教室空白地域の解消の推進のため、空白地域の地方公共団体に対する教室開設のためのアドバイザー派遣等とともに日本語教室の開設・安定化に向けた支援を行う。また、在留外国人が多いが日本語教室が未設置の市町村がある都道府県において日本語教室開設に向けた研究協議会を開催する。さらに、日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人に対して、生活場面に応じた日本語を自習できるICT教材（14か国語）を開発し、開発で

きた言語から順次速やかに提供する。〔文部科学省〕《施策番号 91》

- 日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切な日本語教育を受けられ、評価できるようにするため、「ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）」を参考にした「日本語教育の参照枠」や、「日本語能力の判定基準」について検討・作成する。〔文部科学省〕《施策番号 95》
- 国内外で日本語学習者が増加する中、日本語教育を担う人材の育成が急務となっていることから、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」（平成31年3月文化審議会国語分科会）を踏まえ、地域日本語教育コーディネーター、就労者等に対する日本語教師の養成・研修プログラムの改善・充実・普及を一層推進して日本語教育全体の質の向上を図る。〔文部科学省〕《施策番号 96》
- 外国人等の急増や日本語学習者の多様化等を受け、専門性を有する日本語教師の確保が必要となっていることから、「日本語教師の資格の在り方について（報告）」（令和2年3月10日文化審議会国語分科会）等を踏まえ、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格である公認日本語教師（仮称）制度を整備することにより、日本語教育の質の向上を図る。〔文部科学省〕《施策番号 97》
- 関係省庁・関係機関が連携して日本語教育を総合的に推進していくための会議の開催や、日本語教育に関するポータルサイト（NEWS）の運用等、日本語教育の基盤的取組の更なる推進を図る。〔文部科学省〕《施策番号 98》
- 日本語教育推進法附則第2条を踏まえ、日本語教育を行う機関（日本語教育を行う学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校を含む。）のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備についての検討を行った上で、日本語教育推進法第8条において、政府は、日本語教育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないとされていることを踏まえ、検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。
〔文部科学省、法務省〕《施策番号 102》